

(別紙)

医政発 0812 第 1 号
令和 7 年 8 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 83 号）が本日別添のとおり公布され、公布日から施行されることとなりました。

改正の主な内容等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の主な内容

病床機能報告について、病床機能報告対象病院等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 第 1 項に基づき、病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するものをいう。）の管理者は、厚生労働省令で定める基準日から厚生労働省令で定める期間（以下「省令で定める期間」という。）が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）等を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

基準日後病床機能に係る省令で定める期間については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 の 4 において、平成 37 年 6 月 30 日までの期間とすることとされているが、今般、「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和 6 年 12 月 18 日に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、「現行の地域医療構想の取組について、2026 年（令和 8）年度も継続すること」とされたことを踏まえ、省令で定める期間を 1 年延長する改正を行う。

第 2 施行期日等

公 布 日：令和 7 年 8 月 12 日

施行期日：公布日

以上

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。	（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。